

養育費問題 諸問へ

法相、請求権規定を議論

上川陽子法相は15日の
閣議後記者会見で、離婚
後の子の養育に関する問
題を解消するため、2月
の去刑審議会(公明の答)

ドレン・ファーストの観点で法改正に向けた検討を行つため「諮詢する」と云ふことを述べた。

法務省の検討会議が昨年12月にまとめた報告書では、母子世帯が養育費を受け取っている割合は

を議論する。
面会交流は、やり方を取り決めていた割合が30%を下回っており、離婚

子が不安定な立場に置かれる懸念もあり、法務省の担当者は「丁寧な議論が必要だ」としている。

24%。 法制審は、民法で
養育費請求権を規定する
ことや、離婚届提出時に

時の協議を促す方策を検討する。

明らかにした。元夫から養育費が支払われず、母子世帯が貧困に苦しんだり、子が離れて暮らす親と面会できず、成長の上で問題だと指摘する意見が出たりしており、法整備の検討を求める声が強まっていった。